

株式会社東京放送からの意見書について

P 1・・・株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの裁定申請について

P18・・・エルシーブイ株式会社からの裁定申請について

受放放通
第 618 号



平成19年7月30日

総務大臣 菅 義偉殿

株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから平成19年6月13日付けで提出された総務大臣裁定の申請について、有線テレビジョン放送法第13条4項の規定により、以下の通り意見を提出します。

意見書

1. 名称、代表者氏名ならびに住所
名称 株式会社東京放送
代表者 代表取締役社長 井上 弘
住所 〒107-8006 東京都港区赤坂一丁目3番6号
2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

【理由を述べる前に】

- ・今回、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下、「申請者」という）およびエルシーブイ株式会社から、当社の放送を再送信したいとする総務大臣裁定の申請が出されたが、これは、民放4局地域のケーブルテレビ事業者から在京民放キー局5社に対するものである点で、本年3月以降の大臣裁定申請の中でも、際立って重要な意味を持つと捉えている。
- ・その裁定結果は、地上デジタルテレビ放送のケーブルテレビ再送信の在り方に関する“判例”として、「2011年デジタル完全移行」後まで永く影響する。仮に、同意を強制する裁定が下された場合には、遠く離れたその他の地域からもキー局波を再送信したいとする裁定申請が続発する事態が想定され、そうなれば県域免許制度は崩壊の危機に瀕する。
- ・情報通信審議会有線放送部会における審議の進め方は、6月21日の同部会に資料として提出された「論点について」（以下、「論点」という）によって、“放送が害され、又は歪曲されるうたがいが無い限り同意させる”との方向性で進むように見える。
- ・しかし、大臣裁定制度は県域免許制度や放送普及基本計画など地上テレビ放送のその他の制度的枠組みとの整合性が重要であることに加えて、その解釈や制度の運用によっては、財産権を保障する憲法29条との整合性という大きな問題を内包するものと考えられる。【補足説明1参照】
- ・今回の申請に関しては、単に「論点」がいう「放送の意図が害され、又は歪

曲をうたがわしめる具体的事実があるか」だけに照らして検討することではなく、憲法的な視座に立ち、規制目的、具体的規制の合理性、必要性の観点等々を総合した新たな『論点』に基づき、将来への影響にも十分配慮して、適正な結論を導くよう強く要望する。

【同意しない理由 1】 民放4局地域である長野県にチャンネル格差はない

- ・ 放送局の置局に関する指針及び基本的事項を定めた「放送普及基本計画」では「全国各地域で民放4局、主要地域で民放5局以上」が基本的な目標とされ、それに満たない地域が“少数チャンネル地域”である。長野県は平成3年に長野朝日放送が開局して民放4局地域となっており、“チャンネル格差”は存在しない。
- ・ 従ってケーブルテレビ再送信においても、地元民放4局の「区域内再送信」で十分であり、これに在京キー局5波を加えた実質“民放9局地域”にしなければならない必要性、合理性はまったく存在しない。

【理由 2】 系列地元局SBCの視聴が適切かつ重要

- ・ 当社は自ら関東広域圏を放送対象地域として放送を行うとともに、JNN系列のキー局として全国27社にネット番組を供給しており、常に「系列全体の維持・発展」を図っていくことが、経営の基本方針である。
- ・ このため、ケーブルテレビ再送信においても、系列局信越放送（SBC）がある長野県にあっては「SBCの区域内再送信」が優先されるべきであり、視聴者ニーズから見ても、それで必要かつ十分と考えている。
- ・ 視聴者の皆様には、当社などが制作する全国ネット番組はSBCを通じて視聴いただけるし、地域密着型のローカル番組はSBCが長野県向けに制作・放送する番組の視聴が視聴者ニーズに最も適っており、また、それが多様で豊かな地方文化の醸成に寄与するものであって、ケーブルテレビにおいてもこの事情は変わらないと考える。
- ・ 区域外再送信によって県外波の視聴が日常的となった場合、地元の重要な地域情報、災害情報が見過ごされる心配が大きい。
- ・ 先の参議院選挙における長野選挙区の政見放送を放送したのは地元長野局だけであり、それが見過ごされることの問題は大きい。また、先日の新潟県中越沖地震に際して、SBCは長野県民が必要とする情報を独自に送り届けたが、県外波視聴の常態化はこうした地元局の努力に水を差すものであり、県域免許制度における“地域性の重要さ”を損なうものである。
- ・ 申請者は「70%の番組は同じでも、視聴者は地元では放送されていない残りの約30%の番組の放送を望んでいる」と主張するが、上記の観点に照らして

とうてい合理性をもつものではなく、区域外再送信は申請者の営業戦術の一環に過ぎない。【補足説明2参照】

【理由3】 地元民放の経営に重大な支障がある

- ・ 当社などキー局波の区域外再送信は長野民放の視聴率を低下させ、将来に渡って経営への深刻な影響が広がっていくことが懸念されるため、JNN系列のキー局たる当社としては、申請者の同意申請に応えられない。
- ・ 長野県広告業協会からSBC等長野民放4社に対して、本年7月24日付けで、キー局に区域外再送信に同意しないように働きかけを求める要望書が提出されている。【資料1】
- ・ これは、区域外チャンネルの視聴の常態化が地元広告主のCM価値を著しく低下させ、ひいては長野県経済に悪影響が出ると憂慮しての申し入れだが、民放経営を支えるもっとも重要な関係者からの要望であり、裁定判断を下す上で重視される必要がある。なお、同協会は平成7年11月にも同趣旨の要望書を長野民放4社に送っており、今般の大臣裁定申請を契機に重ねて申し入れたものである。
- ・ この経営影響について「論点」は、「大きな関心事項であることは理解できる」としつつも、「そのことをもって直ちに、放送の意図を害し、又は歪曲することをうたがわしめる具体的な事実があるとは認められないのではないか」とする。
- ・ しかし、この地方局経営や地域経済への影響を無視して、放送の意図を害するか(又は歪曲するか)否かの観点だけを本件裁定の判断基準とすることは、判断基準としての合理性を持つものとは考えられない。
- ・ なお、今回の大臣裁定申請に先がけて、申請者などケーブルテレビ2社と長野民放4社は村井長野県知事同席の協議を3度行っているが、長野県知事は申請者らの強い要請にも関わらず、長野民放4社に対してキー局波の区域外再送信を納得させる調整は行わなかったと承知している。
- ・ このことは、申請者らが主張する“視聴者の要望”があるとしてもなお、長野民放4社の経営と地域経済活動に対する悪影響に配慮する必要があるからであり、長野民放4社の主張に一定の理解が示されたものと考えられる。

【理由4】 当社の「放送を意図している地域」に長野県は含まない

- ・ 当社は関東広域圏(一都六県)を放送対象地域として放送を行い、当社系列のSBCが長野県を放送対象地域として放送を行っている。当社が再送信をどの地域で認めるかは当社に固有の権限であるが、こうした地上テレビ放送ネットワークの実情のもとで、当社は「放送を意図している地域」に含まない

い長野県において、ケーブルテレビ再送信に同意する考えは持たない。【資料2】

- ・ 「論点」は、「『放送の意図』とは編集意図を指し、どの地域に限定して再送信を認めるかは含まれないのではないか」との方向性を示し、また、「県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであり、有線テレビジョン放送とは直接関係がなく、区域外再送信は県域免許制度と矛盾するとはいえないのではないか」との考え方を示している。
- ・ しかし、県域免許制度は電波の有限希少性だけでなく、「放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める」（放送法第2条の2第3項）こととされている。仮に「電波の有限希少性」だけにに基づくのであれば、日本中に同じ番組を放送する“全国一波”でもよいことになる。
- ・ 「放送の意図」を「論点」のような形式的な観点からのみ捉えた上での裁定判断は基幹放送を支える県域免許制度の形骸化をもたらすものであり、許容できない。
- ・ なお、情報通信審議会の「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタルテレビ放送の再送信について、「放送の意図としての地域性」には「一定の合理性がある」と指摘されているところである。

【理由5】 区域外再送信には著作権法上も許諾できない

- ・ 当社は関東広域圏向けのローカル放送では長野県に対する区域外再送信を前提とする著作権処理を原則として行っておらず、区域外再送信を実施するために必要となる追加の権利処理は、申請者の責任で行わなければならない。
- ・ しかし、いわゆる五団体処理の対象となる権利者団体に属していない権利者について、申請者は権利処理の実績も機能も持ち合わせていないので、区域外再送信がこれらの権利処理を行うことなく実施されると著作権上の問題が発生する恐れがあり、当社は申請者による再送信に同意できない。
- ・ また、当社は番組を制作・放送することから、自らも著作権および著作権隣接権を有しており、裁定判断にかかわらず申請者らに著作権法上の再送信許諾を与えるか否かの権限を持つ。
- ・ 「論点」はこれら著作権法上の問題に関して、「『放送の意図』を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度はそもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか」と、著作権法との不整合を棚上げにして、裁定判断を下そうとしている。

- ・しかし、別個の法制度であればこそ、同意裁定が下された場合、前述のように放送事業者として著作権法上の権利をもとに再送信を許諾しないことも考慮せざるを得ず、仮にそうした著作権法上の対抗措置が認められた場合には、本件の再送信同意裁定が事実上無意味な裁定に帰すこととなる。
- ・また、それと逆に、大臣裁定制度を有効に機能させるために私権である著作権・著作隣接権の行使を制限しようとする場合には、大臣裁定制度の目的が憲法上公共の福祉に照らして合理的かどうか、それによる規制の合理性・必要性が存在するかどうかの判断が不可欠となり、これらが認められない場合には憲法29条に違反する疑いが濃厚である。
- ・以上を総合的に考えれば、本件裁定は、地方局を含む放送事業のあるべき姿という観点、地域住民にとって望ましい情報環境等の観点から、真に合理的な基準に則って行われることが、必要である。
- ・もし、このような観点からの裁定が現行法ではできないという場合には今回の申請を契機として、著作権・著作隣接権と整合性の取れない大臣裁定制度を早急に見直すことが必要だと思われる。

【理由6】 申請者は大臣裁定を申請するうえでの適格性に欠ける

- ・当社がかつて、申請者に対して当社放送の再送信に同意し、その同意状況が平成11年1月まで続いてきた経緯はある。
- ・しかし、平成3年に長野朝日放送が開局して長野県が民放4局地域となり、チャンネル格差が解消されてから十分な期間が経過していることや、この間に地元長野民放の経営に対する区域外再送信の弊害が大きな問題となってきたことから、当社など在京民放キー局5社は平成11年2月、申請者を含む長野県のケーブルテレビ事業者25社に対して、区域外再送信問題の解消を書面で申し入れ【資料3】、以後当社は申請者にアナログ放送の再送信同意書を発行していない。
- ・さらに、当社など在京キー局5社は平成16年7月にも、申請者を含む長野県のケーブルテレビ事業者24社に対して、アナログ放送の違法再送信の速やかな停止を書面で通告している。また、その中でデジタル放送の再送信にも同意する考えがないことを明確に伝え、その計画や準備を直ちに中止するよう求めている。【資料4】
- ・申請者はこうした当社等の書面による度重なる通告を無視し、また、当社等の再送信同意を得ることなく、アナログ放送における区域外再送信を不法に続けている。
- ・長野市などを業務区域とするケーブルテレビ事業者INC長野ケーブルテレビが、通告を受け入れて平成11年5月以降、当社放送の再送信を完全に

停止しているのとは対照的に、申請者は今も違法再送信を継続しているのが実態であり、法令遵守の姿勢に欠けると言わざるをえない。【補足説明3参照】

- ・ 仮に今回の大臣裁定申請が、郵政省（当時）が昭和61年の国会答弁で表明した「正当な理由」としての“5基準”（以下、“昭和61年5基準”という）に照らして判断される場合であっても、「ケーブルテレビ事業者の適格性に問題がある」に該当すると考えられる【補足説明4参照】。

3. 本件に関する協議の経過

- ・ 申請者の当社来訪は以下の5回であったと認識しているが、主張は同意要望に関する概括的な説明の繰り返しであり、“大臣裁定申請に先がけての協議実績作り”の印象を免れない。

平成19年1月／同年2月／同年3月／同年4月／同年6月

4. その他参考となる事項

【補足説明1】 「論点」の考え方と憲法29条について

- ・ 【理由5】でも述べたように、「論点」は「そもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか」として、著作権法との不整合を棚上げして、裁定判断を下そうとしている。
- ・ しかし、大臣裁定制度導入の当初から、著作権法との不整合が存在し大臣裁定制度を有効に機能させるには私権の制約を伴うことも在り得ると認識されていたことは、以下の政府委員答弁で明らかである。

※参議院文教委員会会議録（昭和61年5月15日）によると政府委員（加戸守行氏）は以下の通り発言している。

「理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございまして、みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思えます。」

- ・ このような考え方は、有線テレビジョン放送法上の大臣裁定制度が憲法29条に違反せず合憲であるための視座である規制目的の合理性、その目的達成

のための規制内容の必要性、合理性の観点が欠けていると言わざるを得ない。仮に、私権の制約を伴うことの在り得る大臣裁定制度が、昭和 61 年当時には一定の合理性を有していたとしても、それから 20 余年経て状況が激変した現時点では、もはや合理的な制度とは言えない。

- ・ そもそも“昭和 61 年 5 基準”は、多くのケーブルテレビ事業者がまだ小規模・零細で、経営的・技術的な面から“歪曲をうたがわしめる行動”が懸念される時代の考え方であり、また、背景には零細なケーブルテレビ事業者の保護・育成という政策意図があったものと考えられる。
- ・ 従って、ケーブルテレビ業界が売上高 3850 億円（自主放送を行う許可施設だけの合計）と、一つの産業として十分に発達した今日においては、非対称規制的な性格を帯びる大臣裁定制度、特にその“放送の意図が害され、歪曲されることがない限り同意させる”運用、および“昭和 61 年 5 基準”はまったく妥当性を失っている。
- ・ なお、“昭和 61 年 5 基準”は、その当初から弾力的なものと理解され、時代の進展やケーブルテレビの普及等を勘案して見直すことが予定されていたものであり、現在、まさにこうした見直しが必要な段階にきているのである。
- ・ 以上のことから、今回の裁定申請に関しては“昭和 61 年 5 基準”だけに囚われることなく、著作権法も考慮した場合に公共福祉等の観点から合理的な必要性が説明できるのは如何なる範囲か、放送普及基本計画を満たす長野県への在京民放キー局番組の再送信強制同意は、公共福祉に照らして必要かつ合理的な範囲といえるか等々に配慮し、適正な判断を下すべきである。

【補足説明 2】TBSとSBCの番組表からみた申請者の主張

- ・ 【資料 5】は JNN 系列の地元局 SBC の 1 週間の番組表であり、SBC は申請者にアナログおよびデジタルでも区域内再送信の同意をしているので、申請者の契約者はこの番組表のすべての番組を視聴できる。
- ・ この番組表のカラーを敷いた部分は当社の番組と同一であり【資料 6】、全日帯（午前 6 時から深夜 0 時までの生活時間帯）の番組のほとんどを占める。一方、全日帯のうちカラーを敷いていない部分は SBC が長野県向けに制作・放送しているものが中心である（系列内外からの購入番組を若干含む）。
- ・ 申請者は「放送されていない残り 30% の番組に視聴者ニーズがある」と主張しているが、30% の大部分を占める深夜帯の若年層をターゲットとする当社の番組に視聴者ニーズがあるのであれば、自主放送チャンネルの番組として購入を申し出る方法もあり、そうではなく当社全番組の同時再送信を希望するのは、「キー局番組が見られる」ことを契約者獲得の営業戦術としている証である。

【補足説明3】 再送信停止に関する申し入れの経緯

- ・平成10年03月：SBCが長野県のケーブル各社に区域外再送信停止を要請
- ・平成10年08月：SBCが当社に対して区域外再送信の不同意を要請
- ・平成10年11月：INCが深夜帯を除く当社番組の再送信を停止
- ・平成11年02月：在京民放キー局5社局長名で長野県のケーブルテレビ25社に再送信停止の要請文書を送付
- ・平成11年05月：INCが当社番組の再送信を全面停止
- ・平成11年07月：在京民放3社がINCに区域外再送信停止を要請
- ・平成11年10月：INCがフジテレビの再送信を停止
- ・平成12年01月：INCが日本テレビ、テレビ朝日の再送信を停止
- ・平成16年07月：在京民放キー局5社連名で長野県のケーブルテレビ24社に違法再送信停止の申し入れ書を送付

【補足説明4】 申請者の違法再送信実態について

- ・【資料7】は、申請者が本年6月発行した顧客向け配布物だが、そのアナログ放送の欄に当社の番組（CH6）など在京キー局5社の放送が視聴できると明記されている。
- ・【資料8】は当社が再送信に同意する場合に発行する同意書である。現在では有効期間を1年間に限定しており、自動更新の定めはない。今回の意見書提出にあたり当社が過去の同意書を改めて点検したところでは、申請者に対しては平成11年以降に同意書を発行した記録は存在していない。
- ・従って申請者は、アナログ放送の再送信において、ケーブルテレビ事業者が再送信を行うに際して放送局の同意を求めるよう定めた有線テレビジョン放送法第13条2項に違反しており、その正常化が先決であって、デジタル放送の大臣裁定の申請をする上での適格性に欠ける。

以上

要望書

平成19年7月24日

信越放送株式会社
代表取締役
社 長 田幸 淳男 様

長野県広告業協会

理事長

メディア委員長

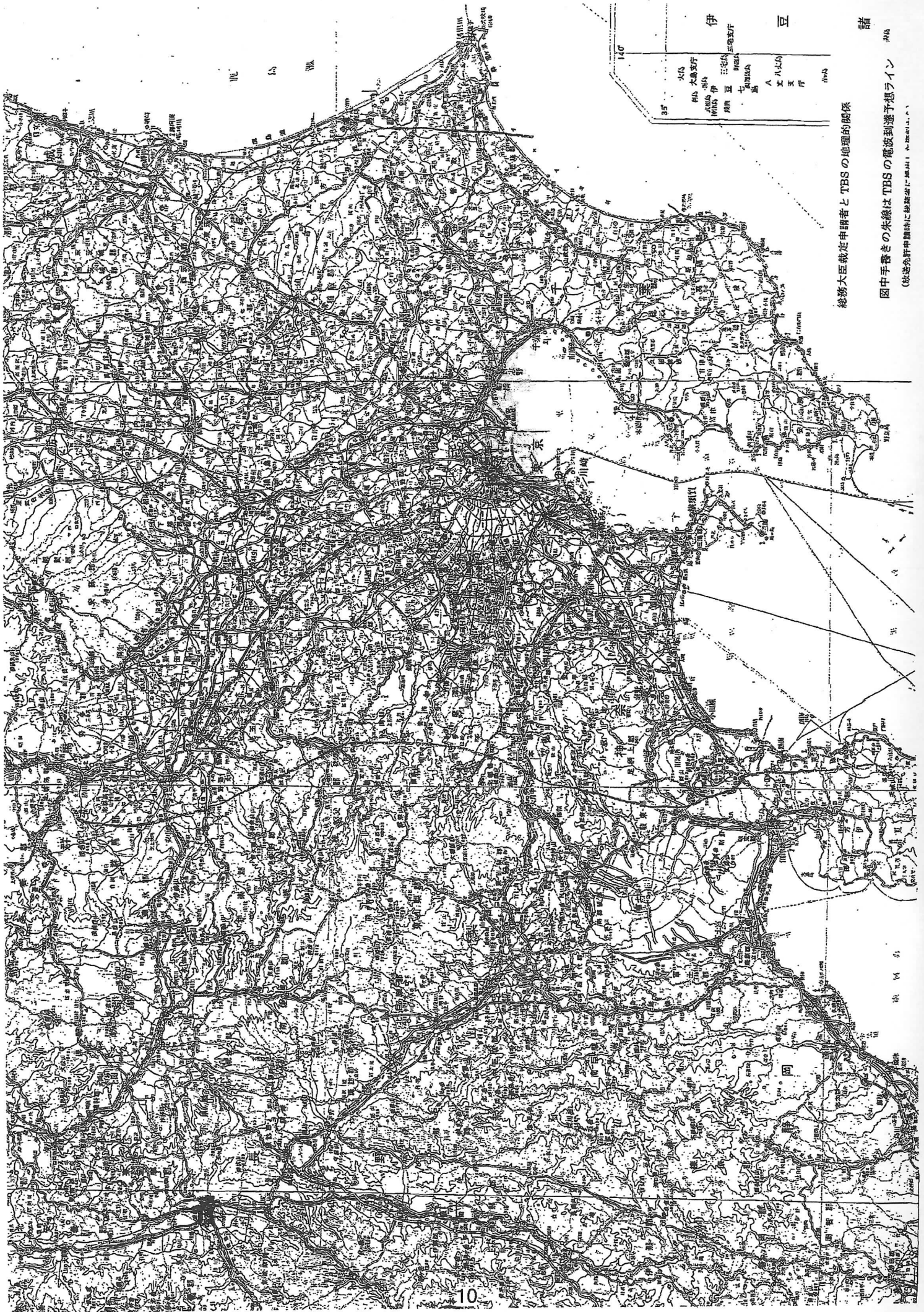
日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。



総務大臣報告申請者とTBSの地理的關係

諸

図中手書きの朱線はTBSの電波到達予想ライン

(放送免許申請時に附属資料として提出したものである)

株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン
代表取締役社長 佐藤浩市 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事をご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

この様な環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真平
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局	局長 宮川鏡一

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示したとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社		
執行役員・メディア戦略局 総務	松 本	
株式会社東京放送		
執行役員・メディア推進局長	原 田 俊	
株式会社フジテレビジョン		
執行役員・技術局長	秋 保 豊 親	
株式会社テレビ朝日		
技術局長	古 畑 敏 春	
株式会社テレビ東京		
ネットワーク局長	笹 浪 眞	

SBC SBCテレビプログラム (0版)

2007年 6月14日(木)発行

Main program schedule table with columns for time (時分), day (月, 火, 水, 木, 金, 土), and program details. Includes various shows like 'サタデーモーニング', 'サタデー・ジャポン', and 'サタデースペシャル'.

(注) □ステレオ □二ヶ国語 音声多重 字幕スーパー 囲手話 囲文字字幕

TBS Tokyo Broadcasting System

テレビ番組表

2007年4月編成「スポット」(基本版)

月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
						1				1	2	③	④	⑤	6							1	2	3
4月	2	3	4	5	6	7	8	5月	7	8	9	10	11	12	13	6月	4	5	6	7	8	9	10	
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17	
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24	
	23	24	25	26	27	28	29		28	29	30	31		25	26	27	28	29	30					
7月	2	3	4	5	6	7	8	8月	6	7	8	9	10	11	12	9月	3	4	5	6	7	8	9	
	9	10	11	12	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19		10	11	12	13	14	15	16	
	16	17	18	19	20	21	22		20	21	22	23	24	25	26		⑩	18	19	20	21	22	23	
	23	24	25	26	27	28	29		27	28	29	30	31		⑪	25	26	27	28	29	30			

平日	曜日	時分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	曜日	時分	土	日・祭
C	4		TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	45 開運音楽堂			00	C	C
	5	30	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	10 てれびさんぽ 15 ぜひモノ 45 皇室アルバム みのもんたのサタデーずばっと	TBSニュースバード 東京ウォーキングマップ ぜひモノ 時事政談	00 15 30	4 5		
B	6							30 JNNニュース 45 みのもんたのサタデーずばっと			45	B	B
	7							30 知っとこノ			30		
C	8	30	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット					C	C
	9	55						25 暮らしのレシピ 30 王様のランチ(第1部)			54		
B	10		10時レポート	10時レポート	10時レポート	10時レポート	10時レポート					B	B
	11	50	ピンポンノ	ピンポンノ	ピンポンノ	ピンポンノ	ピンポンノ	45 JNNニュース 59 王様のランチ(第2部)			24 30 40 45		
特B	12											特B	特B
	13	30	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場				54		
B	14		2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	土曜単発	日曜単発			B	B
	15	53	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	54 TBSニュース	テレビガイド		54		
B	16	54	16時レポート	16時レポート	16時レポート	16時レポート	16時レポート	ウィークエンドスペシャル	サンデースペシャル			B	B
			イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ		ガイド		54		
								チャンネル★ロックノ	イブニング・ニュース				

HOT HOT guide

6月号目次

2007

6

June

◇今月の表紙◇

提供:塩尻市観光協会

京都・宇治で栽培されたお茶を、江戸の将軍へ献上する行列を再現した「お茶壺道中」。木曾十一宿で一番の賑わいを見せたという奈良井宿の毎年6月恒例行事。木曾漆器祭・奈良井宿場祭の一環として開催される。写真は木曾の大橋を渡る一行。

漆器の里、楢川地区を訪ねる。 6・7	
100彩まつもと June 8	8
頑張れ!信濃グランセローズ② 9	9
Forza!松本山雅⑩ 9	9
テレビ松本コミュニティ 10・11	10・11
信州大学テレビプラス 12	12

FMラジオ放送

78.8 MHz	放送大学
80.0 MHz	TOKYO FM
82.4 MHz	FM長野
84.0 MHz	NHK FM

BSデータ放送

BS700-701	NHK	BS780	BSフジ
BS744	BS日テレ	BS791	WOWOWnavi
BS755	BS朝日	BS800	スターチャンネル7800
BS766	BS-i(休止中)	BS910	ウェザーニューズ
BS777	BSジャパン	BS999	日本ビーエス放送

※有料チャンネルをご覧いただく場合には、別途手続きが必要となります。手続きについては、本誌19ページをご覧ください。
 ※放送番組の内容・日時が放送局の都合により変更されることがあります。あらかじめご了承ください。
 ※悪天候などにより放送が中断、画像が乱れる場合がございます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

この番組ガイド誌は、デジタルチューナーおよびホームターミナルで契約のお客さま1世帯に1冊ずつお送りいたします。2冊目以降の郵送をご希望の場合は有料(1カ月200円(税込))、1年間前払いでの受付となりますので、テレビ松本までご連絡ください。
 なお、下記へお越しいただければ無料でお持ちいただけます。

- 松本市 テレビ松本 本社
 テレビ松本 四賀支社
 松本郵便局
 松本南郵便局
 会田郵便局
 浅間温泉郵便局
 里山辺郵便局
 和田町郵便局
 今井郵便局
 農々郵便局
 稲核郵便局
 JA松本ハイランド 本所
 JA松本ハイランド 岡田支所
 JA松本ハイランド 島内支所
 JA松本ハイランド 島立支所
 JA松本ハイランド 新村支所
 JA松本ハイランド 神林支所
 JA松本ハイランド 笹賀支所
 JA松本ハイランド 芳川支所
 JA松本ハイランド 芳川北部出張所
 JA松本ハイランド 寿支所
 JA松本ハイランド 内田出張所
 JA松本ハイランド 中山支所
 松電バスターミナル
 アップルランド 元町店
 アップルランド 開智店
 アップルランド 宮瀨店
 アップルランド 本庄店
 アップルランド 筑摩店

- 松本市 アップルランド 南松本店
 アップルランド 寿店
 アップルランド 寿豊丘店
 アップルランド 神林店
 アップルランド 島内店
 デリシア 桐店
 デリシア 惣社店
 デリシア 石芝店
 信州大学 生協
 松本大学 生協
 長野県松本合同庁舎
 米田屋
 塩尻市 塩尻有線テレビ
 塩尻情報プラザ
 塩尻レザンホール
 塩尻郵便局
 洗馬郵便局
 アップルランド 吉田原店
 デリシア 塩尻店
 デリシア 広丘店
 松本歯科大学 売店
 波田町 波田町情報文化センター
 波田郵便局
 アップルランド 波田駅前店
 テレビ松本 山形支社
 農業者トレーニングセンター
 山形郵便局
 アップルランド 山形店

〒470-0801 松本市 南 南松町 1-1-1 松本テレビ放送局
 (株)テレビ松本ケーブルビジョン 番組ガイド係
 TEL 0263-35-1008 FAX 0263-36-4001
 e-mail info_catv@tvn.co.jp

アナログ放送

チャンネル	掲載ページ
1 テレビ松本	10・11
2 NHK総合	
3 テレビ信州	
4 日本テレビ	
5 長野放送	
6 TBSテレビ	
8 フジテレビ	
9 NHK教育	
10 長野朝日放送	
11 信越放送	
12 テレビ東京	
13 ★放送大学	84
14 ★アニマックス	93
15 ★WOWOW	16
16 ★日テレG+	89
17 ★NHK BS-1	
20 ★NHK BS-2	
21 ★テレビ朝日	
22 ★GAORA	89
23 ★お天気ポーター	84
24 ★AXN	92
25 ★チャンネルNECO	90

※★印はホームターミナル使用時。
 ※波田町・山形村はチャンネル番号が異なります。

デジタル放送

ジャンル	チャンネル	掲載ページ
	J701 テレビ松本	10・11
	J702 パブリックチャンネル	
	J703 防災・交通情報チャンネル	84
	J704 信州大学テレビ	13
	J709 放送大学	84
	J710 ショップチャンネル	85
	J711 QVC	85
	J712 お天気ポーター	84
	C722 旅/MONDO21チャンネル	86
	C724 囲碁・将棋チャンネル	86
	C731 J sports 1	87
	C732 J sports 2	87
	C735 GAORA	89
	C737 ゴルフネットワーク	88
	C738 ザ・ゴルフ・チャンネル	88
	C750 チャンネルNECO	90
	C752 日本映画専門チャンネル	90
	C753 時代劇専門チャンネル	91
	C755 Super! drama TV	91
	C757 AXN	92
	C770 スペースシャワーTV	92
	C782 アニマックス	93
	C790 日経CNBC	93
	C792 CNNj	94
	C795 朝日ニュースター	94
	C796 ディスカバリーチャンネル	95
	C798 ヒストリーチャンネル™	95

- 011 NHK総合
- 021 NHK教育
- 041 テレビ信州
- 051 長野朝日放送
- 061 信越放送
- 081 長野放送

- BS101 NHK BS-1
- BS102 NHK BS-2
- BS103 NHK BSデジタルハイビジョン
- BS141 BS日テレ
- BS151 BS朝日
- BS161 BS-i
- BS171 BSジャパン
- BS181 BSフジ

BS191	WOWOW	16
192-193		
BS200	スター・チャンネルBS	14
C760	スター・チャンネル	14
C761	スター・チャンネル プラス	15
C762	スター・チャンネル クラシック	15
C721	フジテレビ721	17
C739	フジテレビ739	17
C763	衛星劇場	18
C764	東映チャンネル	18
C765	TBSチャンネル	83
C810	グリーンチャンネル EAST	83
C811	グリーンチャンネル WEST	83

※有料チャンネルの料金・お申し込み方法については、本誌19ページをご覧ください。

2007年7月10日

同意書番号

東京都港区
赤坂
6号
株主
代表取締役
弘

東京郵便

株主

代表取締役

弘

テレビジョン放送・テレビジョン多重放送
再送信同意書

申込者から当社に対するテレビジョン放送およびテレビジョン多重放送の再送信申し込みに対し、有線テレビジョン放送法に基づき、下記事項を条件に同意する。
記

- 1 (許可) 有線テレビジョン放送法第3条に定める許可を受けていること。
- 2 (法令遵守) 当社のテレビジョン放送およびテレビジョン多重(音声、文字、データ)放送(アナログ方式に限る。以下「当社の放送」という。)を同時再送信(有線テレビジョン放送法施行規則第2条の定規による。以下単に「再送信」という。)するにあたり、有線テレビジョン放送法その他法令を遵守すること。
- 3 (同一性の保持) 再送信にあたっては、当社の放送の休止時間を含む全放送時間について一切加工、追加、変更、削除等を実施することなく、かつ映像・音声の品質を維持して良好な再送信を行うこと。
- 4 (チャンネル番号) 当社の放送の再送信に当たり、チャンネル番号は6チャンネルとし、放送休止時間を含む全放送時間、このチャンネルを他のいかなる放送にも使用してはならない。
- 5 (著作権問題発生時の対応) 再送信する番組に含まれる著作権その他の権利については、申込者の責任と負担において処理し、当社は一切の責任を負わない。
- 6 (権利の対価) 当社が保有する権利に対する期間中の対価は0円とする。
- 7 (目的外利用の禁止) 本同意書に基づき再送信以外の目的で当社の放送を利用してはならない。
- 8 (報告の義務) 再送信同意申込書(添付書類を含む、以下同じ。)の記載事項に変更がある場合は変更予定日の1ヶ月前までに、財産または営業状態に重大な変化が生じた場合は発生するおそれがある場合はただちに、当社に対し書面にて報告すること。
- 9 (受信者対応) 受信者からの問い合わせや苦情については、受付窓口を受信者に固執すること。また、申込者に起因する不具合による受信者からの問い合わせ・苦情については、申込者の責任と負担において対応し、当社は一切の責任を負わない。
- 10 (録音の復旧、連絡) 申込者の録音の障害発生に対し下記のように対応すること。
(1) 異常発生を早期にできるよう監視体制を整えておくこと。
(2) 障害が早急に復旧できないよう予備体制を整えておくこと。
(3) 障害発生の際は速やかに当社(技術管理センター) 03-5571-3751
夜間休日(テレビマスター) 03-5571-3814へ連絡すること。
(4) 当社における営業上の支障が生じた場合は別途協議に依ること。
- 11 (受信障害等) 当社によるテレビ中継局設置等により申込者に受信障害等の不具合が生じたとしても、当社は一切の責任を負わない。

12 (地位の継承、権利譲渡等の禁止) いかなる場合においても本同意書等から生じる権利を第三者に譲渡、貸与し、もしくは担保に供し、またはこれに類似の行為をしてはならない。

13 (失効)

本同意書は、次の場合には当該日を待って自動的に失効する。

- (1) 申込者が有線テレビジョン放送の業務を廃止し、もしくは許可を取り消された場合、または電気通信設備利用放送事業者等に業務区分が変更された場合。
- (2) 当社が当社の放送を完全に停止した場合、または当社の放送にかかる免許が失効した場合。

14 (同意の撤回)

申込者が次の存続のいずれかにかかわらず、当社は何らの催告を要することなく、該当時点をもって本同意書を撤回することができる。

- (1) 本同意書に定められた犯罪に違反した再送信または記載以外の方式による再送信を行った場合。
- (2) 再送信同意申込書記載以外の場所で再送信した再送信または記載以外の方式による再送信を行った場合。
- (3) 違法な行為を行った場合。または、不正、不当な行為により、当社の名誉・声望・信用・利益等を損なった場合。
- (4) 解散の決議をし、または清算もしくは私的整理の手続きに入った場合。その他、有線テレビジョン放送に関する事業を事実上停止した場合。
- (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または金融機関から取引停止の処分を受け、本同意書の履行が困難と認められる場合。
- (6) 会社更生法もしくは民事再生法に基づき手続きの開始の申立てをなし、またはこれらの申立てを受け、本同意書の履行が困難と認められる場合。
- (7) 有線テレビジョン放送に関する営業の全部または重要な一部を譲渡した場合。

15 (変更、取り消し)

前項のほか、再送信に関する法令の改正または再送信に関する事情が変化した場合は、当社は本同意書の変更、取り消しを行うことがある。

16 (損害賠償)

申込者の責に帰すべき事由により当社が受けた損害については、これによる本同意書の撤回の有無にかかわらず、申込者がすべて賠償すること。

17 (地上デジタル放送)

申込者が地上デジタル放送の再送信を行うことを希望する場合は、申込者は地上デジタル放送にかかわる再送信同意申込書を別途当社に提出する。

18 (放送の継続)

原則として当社の地上アナログ放送が完全に停波するまで、再送信を継続すること。

19 (調査)

同意撤回中に当社が業務、および経営、財務に関して調査の必要を認められた場合、申込者は誠意をもってこれにこたえる。

20 (有効期間)

この同意書の有効期間は、発効日2007年12月1日より1年間とする。

21 (特送債区域)

再送信区域の概要(詳細は申込書に記載)

東京都港区加賀2丁目、福折会及び北区上14条3～5丁目、西が丘1～3丁目

以上

受放通開

第 617 号



平成19年7月30日

総務大臣 菅 義偉殿

エルシーブイ株式会社から平成19年6月13日付けで提出された総務大臣裁定の申請について、有線テレビジョン放送法第13条4項の規定により、以下の通り意見を提出します。

意見書

1. 名称、代表者氏名ならびに住所

名称 株式会社東京放送

代表者 代表取締役社長 井上 弘

住所 〒107-8006 東京都港区赤坂5丁目3番6号

2. 有線テレビジョン放送法第13条2項本文の同意をしない理由

【理由を述べる前に】

- ・今回、エルシーブイ株式会社（以下、「申請者」という）および株式会社テレビ松本ケーブルビジョンから、当社の放送を再送信したいとする総務大臣裁定の申請が出されたが、これは、民放4局地域のケーブルテレビ事業者から在京民放キー局5社に対するものである点で、本年3月以降の大臣裁定申請の中でも、際立って重要な意味を持つと捉えている。
- ・その裁定結果は、地上デジタルテレビ放送のケーブルテレビ再送信の在り方に関する“判例”として、「2011年デジタル完全移行」後まで永く影響する。仮に、同意を強制する裁定が下された場合には、遠く離れたその他の地域からもキー局波を再送信したいとする裁定申請が続発する事態が想定され、そうなれば区域免許制度は崩壊の危機に瀕する。
- ・情報通信審議会有線放送部会における審議の進め方は、6月21日の同部会に資料として提出された「論点について」（以下、「論点」という）によって、“放送が害され、又は歪曲されるうたがない限り同意させる”との方向性で進むように見える。
- ・しかし、大臣裁定制度は区域免許制度や放送普及基本計画など地上テレビ放送のその他の制度的枠組みとの整合性が重要であることに加えて、その解釈や制度の運用によっては、財産権を保障する憲法29条との整合性という大きな問題を内包するものとする。【補足説明1参照】
- ・今回の申請に関しては、単に「論点」がいう「放送の意図が害され、又は歪

曲をうたがわしめる具体的事実があるか」だけに照らして検討することではなく、憲法的な視座に立ち、規制目的、具体的規制の合理性、必要性の観点等々を総合した新たな『論点』に基づき、将来への影響にも十分配慮して、適正な結論を導くよう強く要望する。

【同意しない理由1】 民放4局地域である長野県にチャンネル格差はない

- ・ 放送局の置局に関する指針及び基本的事項を定めた「放送普及基本計画」では「全国各地域で民放4局、主要地域で民放5局以上」が基本的な目標とされ、それに満たない地域が“少数チャンネル地域”である。長野県は平成3年に長野朝日放送が開局して民放4局地域となっており、“チャンネル格差”は存在しない。
- ・ 従ってケーブルテレビ再送信においても、地元民放4局の「区域内再送信」で十分であり、これに在京キー局5波を加えた実質“民放9局地域”にしなければならない必要性、合理性はまったく存在しない。

【理由2】 系列地元局SBCの視聴が適切かつ重要

- ・ 当社は自ら関東広域圏を放送対象地域として放送を行うとともに、JNN系列のキー局として全国27社にネット番組を供給しており、常に「系列全体の維持・発展」を図っていくことが、経営の基本方針である。
- ・ このため、ケーブルテレビ再送信においても、系列局信越放送（SBC）がある長野県にあっては「SBCの区域内再送信」が優先されるべきであり、視聴者ニーズから見ても、それで必要かつ十分と考えている。
- ・ 視聴者の皆様には、当社などが制作する全国ネット番組はSBCを通じて視聴いただけるし、地域密着型のローカル番組はSBCが長野県向けに制作・放送する番組の視聴が視聴者ニーズに最も適っており、また、それが多様で豊かな地方文化の醸成に寄与するものであって、ケーブルテレビにおいてもこの事情は変わらないと考える。
- ・ 区域外再送信によって県外波の視聴が日常的となった場合、地元の重要な地域情報、災害情報が見過ごされる心配が大きい。
- ・ 先の参議院選挙における長野選挙区の政見放送を放送したのは地元長野局だけであり、それが見過ごされることの問題は大きい。また、先日の新潟県中越沖地震に際して、SBCは長野県民が必要とする情報を独自に送り届けたが、県外波視聴の常態化はこうした地元局の努力に水を差すものであり、県域免許制度における“地域性の重要さ”を損なうものである。
- ・ 申請者は「70%の番組は同じでも、視聴者は地元では放送されていない残りの約30%の番組の放送を望んでいる」と主張するが、上記の観点に照らして

とうてい合理性をもつものではなく、区域外再送信は申請者の営業戦術の一環に過ぎない。【補足説明2参照】

【理由3】 地元民放の経営に重大な支障がある

- ・ 当社などキー局波の区域外再送信は長野民放の視聴率を低下させ、将来に渡って経営への深刻な影響が広がっていくことが懸念されるため、JNN系列のキー局たる当社としては、申請者の同意申請に応えられない。
- ・ 長野県広告業協会からSBC等長野民放4社に対して、本年7月24日付けで、キー局に区域外再送信に同意しないように働きかけを求める要望書が提出されている。【資料1】
- ・ これは、区域外チャンネルの視聴の常態化が地元広告主のCM価値を著しく低下させ、ひいては長野県経済に悪影響が出ると憂慮しての申し入れだが、民放経営を支えるもっとも重要な関係者からの要望であり、裁定判断を下す上で重視される必要がある。なお、同協会は平成7年11月にも同趣旨の要望書を長野民放4社に送っており、今般の大臣裁定申請を契機に重ねて申し入れたものである。
- ・ この経営影響について「論点」は、「大きな関心事項であることは理解できる」としつつも、「そのことをもって直ちに、放送の意図を害し、又は歪曲することをうたがわしめる具体的な事実があるとは認められないのではないか」とする。
- ・ しかし、この地方局経営や地域経済への影響を無視して、放送の意図を害するか(又は歪曲するか)否かの観点だけを本件裁定の判断基準とすることは、判断基準としての合理性を持つものとは考えられない。
- ・ なお、今回の大臣裁定申請に先がけて、申請者などケーブルテレビ2社と長野民放4社は村井長野県知事同席の協議を3度行っているが、長野県知事は申請者らの強い要請にも関わらず、長野民放4社に対してキー局波の区域外再送信を納得させる調整は行わなかったと承知している。
- ・ このことは、申請者らが主張する“視聴者の要望”があるとしてもなお、長野民放4社の経営と地域経済活動に対する悪影響に配慮する必要があったからであり、長野民放4社の主張に一定の理解が示されたものと考えられる。

【理由4】 当社の「放送を意図している地域」に長野県は含まない

- ・ 当社は関東広域圏(一都六県)を放送対象地域として放送を行い、当社系列のSBCが長野県を放送対象地域として放送を行っている。当社が再送信をどの地域で認めるかは当社に固有の権限であるが、こうした地上テレビ放送ネットワークの実情のもとで、当社は「放送を意図している地域」に含まな

い長野県において、ケーブルテレビ再送信に同意する考えは持たない。【資料2】

- ・ 「論点」は、『放送の意図』とは編集意図を指し、どの地域に限定して再送信を認めるかは含まれないのではないかと方向性を示し、また、「県域免許制度は電波の有限希少性に基づくものであり、有線テレビジョン放送とは直接関係がなく、区域外再送信は県域免許制度と矛盾するとはいえないのではないかと考え方を示している。
- ・ しかし、県域免許制度は電波の有限希少性だけでなく、「放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める」（放送法第2条の2第3項）こととされている。仮に「電波の有限希少性」だけに基づくのであれば、日本中に同じ番組を放送する“全国一波”でもよいことになる。
- ・ 「放送の意図」を「論点」のような形式的な観点からのみ捉えた上での裁定判断は、基幹放送を支える県域免許制度の形骸化をもたらすものであり、許容できない。
- ・ なお、情報通信審議会の「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する第3次中間答申では、IPマルチキャストによる地上デジタルテレビ放送の再送信について、「放送の意図としての地域性」には「一定の合理性がある」と指摘されているところである。

【理由5】 区域外再送信には著作権法上も許諾できない

- ・ 当社は関東広域圏向けのローカル放送では長野県に対する区域外再送信を前提とする著作権処理を原則として行っておらず、区域外再送信を実施するために必要となる追加の権利処理は、申請者の責任で行わなければならない。
- ・ しかし、いわゆる五団体処理の対象となる権利者団体に属していない権利者について、申請者は権利処理の実績も機能も持ち合わせていないので、区域外再送信がこれらの権利処理を行うことなく実施されると著作権上の問題が発生する恐れがあり、当社は申請者による再送信に同意できない。
- ・ また、当社は番組を制作・放送することから、自らも著作権および著作権隣接権を有しており、裁定判断にかかわらず申請者らに著作権法上の再送信許諾を与えるか否かの権限を持つ。
- ・ 「論点」はこれら著作権法上の問題に関して、『放送の意図』を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度はそもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないかと、著作権法との不整合を棚上げにして、裁定判断を下そうとしている。

- ・しかし、別個の法制度であればこそ、同意裁定が下された場合、前述のように放送事業者として著作権法上の権利をもとに再送信を許諾しないことも考慮せざるを得ず、仮にそうした著作権法上の対抗措置が認められた場合には、本件の再送信同意裁定が事実上無意味な裁定に帰すこととなる。
- ・また、それと逆に、大臣裁定制度を有効に機能させるために私権である著作権・著作隣接権の行使を制限しようとする場合には、大臣裁定制度の目的が憲法上公共の福祉に照らして合理的かどうか、それによる規制の合理性・必要性が存在するかどうかの判断が不可欠となり、これらが認められない場合には憲法29条に違反する疑いが濃厚である。
- ・以上を総合的に考えれば、本件裁定は、地方局を含む放送事業のあるべき姿という観点、地域住民にとって望ましい情報環境等の観点から、真に合理的な基準に則って行われることが、必要である。
- ・もし、このような観点からの裁定が現行法ではできないという場合には今回の申請を契機として、著作権・著作隣接権と整合性の取れない大臣裁定制度を早急に見直すことが必要だと思われる。

【理由6】 申請者は大臣裁定を申請するうえでの適格性に欠ける

- ・当社がかつて、申請者に対して当社放送の再送信に同意し、その同意状況が平成11年1月まで続いてきた経緯はある。
- ・しかし、平成3年に長野朝日放送が開局して長野県が民放4局地域となり、チャンネル格差が解消されてから十分な期間が経過していることや、この間に地元長野民放の経営に対する区域外再送信の弊害が大きな問題となってきたことから、当社など在京民放キー局5社は平成11年2月、申請者を含む長野県のケーブルテレビ事業者25社に対して、区域外再送信問題の解消を書面で申し入れ【資料3】、以後当社は申請者にアナログ放送の再送信同意書を発行していない。
- ・さらに、当社など在京キー局5社は平成16年7月にも、申請者を含む長野県のケーブルテレビ事業者24社に対して、アナログ放送の違法再送信の速やかな停止を書面で通告している。また、その中でデジタル放送の再送信にも同意する考えがないことを明確に伝え、その計画や準備を直ちに中止するよう求めている。【資料4】
- ・申請者はこうした当社等の書面による度重なる通告を無視し、また、当社等の再送信同意を得ることなく、アナログ放送における区域外再送信を不法に続けている。
- ・長野市などを業務区域とするケーブルテレビ事業者INC長野ケーブルテレビが、通告を受け入れて平成11年5月以降、当社放送の再送信を完全に

停止しているのとは対照的に、申請者は今も違法再送信を継続しているのが実態であり、法令遵守の姿勢に欠けると言わざるをえない。【補足説明3参照】

- ・ 仮に今回の大臣裁定申請が、郵政省（当時）が昭和61年の国会答弁で表明した「正当な理由」としての“5基準”（以下、“昭和61年5基準”という）に照らして判断される場合であっても、「ケーブルテレビ事業者の適格性に問題がある」に該当すると考えられる【補足説明4参照】。

3. 本件に関する協議の経過

- ・ 申請者の当社来訪は以下の5回であったと認識しているが、主張は同意要望に関する概括的な説明の繰り返しであり、“大臣裁定申請に先がけての協議実績作り”の印象を免れない。

平成19年1月／同年2月／同年3月／同年4月／同年6月

4. その他参考となる事項

【補足説明1】 「論点」の考え方と憲法29条について

- ・ 【理由5】でも述べたように、「論点」は「そもそも法目的が異なる以上、両者は別個の制度と捉えるのが適当であり、裁定にあたり勘案する必要はないのではないか」として、著作権法との不整合を棚上げして、裁定判断を下そうとしている。
- ・ しかし、大臣裁定制度導入の当初から、著作権法との不整合が存在し大臣裁定制度を有効に機能させるには私権の制約を伴うことも在り得ると認識されていたことは、以下の政府委員答弁で明らかである。

※参議院文教委員会会議録（昭和61年5月15日）によると政府委員（加戸守行氏）は以下の通り発言している。

「理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございまして、みずからの首を絞めるわけでございまして、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思えます。」

- ・ このような考え方は、有線テレビジョン放送法上の大臣裁定制度が憲法29条に違反せず合憲であるための視座である規制目的の合理性、その目的達成

のための規制内容の必要性、合理性の観点に欠けていると言わざるを得ない。仮に、私権の制約を伴うことの在り得る大臣裁定制度が、昭和 61 年当時には一定の合理性を有していたとしても、それから 20 余年経て状況が激変した現時点では、もはや合理的な制度とは言えない。

- ・ そもそも“昭和 61 年 5 基準”は、多くのケーブルテレビ事業者がまだ小規模・零細で、経営的・技術的な面から“歪曲をうたがわしめる行動”が懸念される時代の考え方であり、また、背景には零細なケーブルテレビ事業者の保護・育成という政策意図があったものと考えられる。
- ・ 従って、ケーブルテレビ業界が売上高 3850 億円（自主放送を行う許可施設だけの合計）と、一つの産業として十分に発達した今日においては、非対称規制的な性格を帯びる大臣裁定制度、特にその“放送の意図が害され、歪曲されることがない限り同意させる”運用、および“昭和 61 年 5 基準”はまったく妥当性を失っている。
- ・ なお、“昭和 61 年 5 基準”は、その当初から弾力的なものと理解され、時代の進展やケーブルテレビの普及等を勘案して見直すことが予定されていたものであり、現在、まさにこうした見直しが必要な段階にきているのである。
- ・ 以上のことから、今回の裁定申請に関しては“昭和 61 年 5 基準”だけに囚われることなく、著作権法も考慮した場合に公共福祉等の観点から合理的な必要性が説明できるのは如何なる範囲か、放送普及基本計画を満たす長野県への在京民放キー局番組の再送信強制同意は、公共福祉に照らして必要かつ合理的な範囲といえるか等々に配慮し、適正な判断を下すべきである。

【補足説明 2】 TBSとSBCの番組表からみた申請者の主張

- ・ 【資料 5】は JNN 系列の地元局 SBC の 1 週間の番組表であり、SBC は申請者にアナログおよびデジタルでも区域内再送信の同意をしているので、申請者の契約者はこの番組表のすべての番組を視聴できる。
- ・ この番組表のカラーを敷いた部分は当社の番組と同一であり【資料 6】、全日帯（午前 6 時から深夜 0 時までの生活時間帯）の番組のほとんどを占める。一方、全日帯のうちカラーを敷いていない部分は SBC が長野県向けに制作・放送しているものが中心である（系列内外からの購入番組を若干含む）。
- ・ 申請者は「放送されていない残り 30% の番組に視聴者ニーズがある」と主張しているが、30% の大部分を占める深夜帯の若年層をターゲットとする当社の番組に視聴者ニーズがあるのであれば、自主放送チャンネルの番組として購入を申し出る方法もあり、そうではなく当社全番組の同時再送信を希望するのは、「キー局番組が見られる」ことを契約者獲得の営業戦術としている証である。

【補足説明3】 再送信停止に関する申し入れの経緯

- ・平成10年03月：SBCが長野県のケーブル各社に区域外再送信停止を要請
- ・平成10年08月：SBCが当社に対して区域外再送信の不同意を要請
- ・平成10年11月：INCが深夜帯を除く当社番組の再送信を停止
- ・平成11年02月：在京民放キー局5社局長名で長野県のケーブルテレビ25社に再送信停止の要請文書を送付
- ・平成11年05月：INCが当社番組の再送信を全面停止
- ・平成11年07月：在京民放3社がINCに区域外再送信停止を要請
- ・平成11年10月：INCがフジテレビの再送信を停止
- ・平成12年01月：INCが日本テレビ、テレビ朝日の再送信を停止
- ・平成16年07月：在京民放キー局5社連名で長野県のケーブルテレビ24社に違法再送信停止の申し入れ書を送付

【補足説明4】 申請者の違法再送信実態について

- ・【資料7】は、申請者が本年6月発行した顧客向け配布物だが、そのアナログ放送の欄に当社の番組（CH5）など在京キー局5社の放送が「基本利用料2,415円/月額」の中で視聴できると明記されている。
- ・【資料8】は当社が再送信に同意する場合に発行する同意書である。現在では有効期間を1年間に限定しており、自動更新の定めはない。今回の意見書提出にあたり当社が過去の同意書を改めて点検したところでは、申請者に対しては平成11年以降に同意書を発行した記録は存在していない。
- ・従って申請者は、アナログ放送の再送信において、ケーブルテレビ事業者が再送信を行うに際して放送局の同意を求めよう定めた有線テレビジョン放送法第13条2項に違反しており、その正常化が先決であって、デジタル放送の大臣裁定の申請をする上での適格性に欠ける。
- ・さらに【資料7】のデジタル放送の欄には、当社の地上デジタル放送が基本料金で視聴できる予定と記載されており、大臣裁定の申請前、当社との協議で同意の可能性がまったく見通せない中で地上デジタル放送の再送信を「予定」していると顧客に公表していることから見て、当社との協議が形式的なものに過ぎなかった形跡も濃厚である。

以上

要望書

平成19年7月24日

信越放送株式会社
代表取締役
社 長 田幸 淳男 様

長野県広告業協会
理事長
メディア委員長

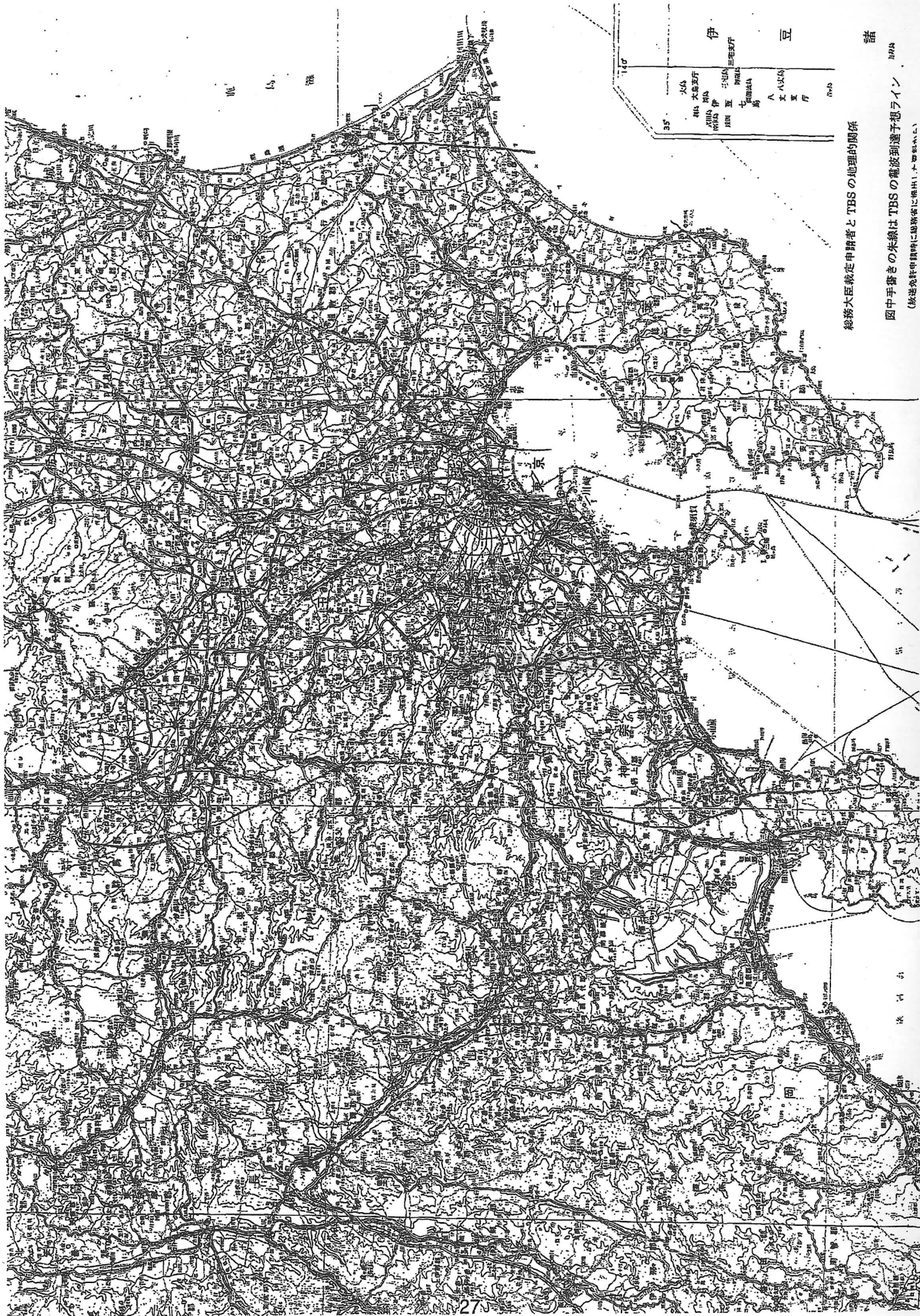
日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。



エルシーブイ株式会社
代表取締役社長 藤澤玄雄 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外再送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事はご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

この様な環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外再送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局 局長	宮川鏞一

エルシーブイ株式会社 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示したとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。

また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。

もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。

しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社

執行役員・メディア戦略局 総務

松本

株式会社東京放送

執行役員・メディア推進局長

原田俊

株式会社フジテレビジョン

執行役員・技術局長

秋保豊親

株式会社テレビ朝日

技術局長

古畑敏

株式会社テレビ東京

ネットワーク局長

笹浪

SBCテレビプログラム (0版)

2007年 6月14日(木)発行

Main program schedule table with columns for time, day, and program details. Includes various shows like 'NARUTO', 'サタデースペシャル', and 'ニュースキャッチ!'.

(注) Sステレオ B二ヶ国語 音声多重 字幕スーパー 囲手話 囲文字幕



テレビ番組表

2007年4月編成「スポット」〈基本版〉

	月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日		月	火	水	木	金	土	日					
4月	2	3	4	5	6	7	8	5月	7	8	9	10	11	12	13	6月	4	5	6	7	8	9	10					
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20		11	12	13	14	15	16	17					
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27		18	19	20	21	22	23	24					
	23	24	25	26	27	28	29		28	29	30	31		25	26	27	28	29	30		2	3	4	5	6	7	8	9
7月	2	3	4	5	6	7	8	8月	6	7	8	9	10	11	12	9月	3	4	5	6	7	8	9					
	9	10	11	12	13	14	15		13	14	15	16	17	18	19		10	11	12	13	14	15	16					
	16	17	18	19	20	21	22		20	21	22	23	24	25	26		17	18	19	20	21	22	23					
	23	24	25	26	27	28	29		27	28	29	30	31		24	25	26	27	28	29	30							

平日	曜	時分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	曜	時分	土	日	祭
C	4		TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	45 開運音楽堂			00	4		
	5	30	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	みのもんたの朝ズバッ!	10 てれびさんぽ	TBSニュースバード	15	30	5	C	C
		15						ぜひモノ	東京ウーキングマップ					
B	6							45 星室アルバム	ぜひモノ					
	7							30 みのもんたのサタデーずばッと	時事放談					
		8	30	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット	はなまるマーケット	45 JNNニュース	JNNニュース	45			
C	9							30 知っとこ!	カラダのキモチ					
	10	55	10時リピート	10時リピート	10時リピート	10時リピート	10時リピート	25 暮らしのレシビ	がっちりマンデー!!	サンデーモーニング				
		50	もうすぐピンポン!	もうすぐピンポン!	もうすぐピンポン!	もうすぐピンポン!	もうすぐピンポン!	30 王様のランチ (第1部)	もうすぐサンデー・ジャポン		54			
特B	11		ピンポン!	ピンポン!	ピンポン!	ピンポン!	ピンポン!	59 JNNニュース	サンデー・ジャポン					
	12							45 王様のランチ (第2部)	生活達人/ガイド					
		13	30	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場	愛の劇場	40 お江戸幹いき!	アッコにおまかせ!	45			
B	14		2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	2時っチャオ!	54 土曜単発	さまう					
	15	53	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	TBSニュース	54 TBSニュース	噂の! 東京マガジン	テレビガイド	54			
		55	あとチャオ!	あとチャオ!	あとチャオ!	あとチャオ!	あとチャオ!	ウィークエンドスペシャル	TBSニュース	サンデースペシャル				
16	54	16時リピート	16時リピート	16時リピート	16時リピート	16時リピート		ガイド		54				
			イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	イブニング・ファイブ	チャンネル★ロック!	イブニング・ニュース					

特 B	18	55					ラブ★コン	報道特集	18	B		
							地球へ…	あすのそら色				
A	19	54	関口宏の 東京フレンドパークⅡ	びったんこカン・カン	水トクノ	徳光和夫の感動再会ノ “造りたい”	ランキン ^{バラティス} の楽園	ウイークエンドウェザー	さんまのスーパー からくりTV	19	A	
			後のまつり	学校へ行こうノ MAX	うたばん	もうすぐドリーム・プレス社	ドゥカーンノ	キャプテン☆どみの				
	20	54	水戸黄門 第37部	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	どうぶつ奇想天外ノ	20	A
			フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース	フラッシュニュース				
	21	54	月曜ゴールデン	ズバリ言おうわよノ	明石家さんちゃんねる	ふろよどう 夫婦逆	中居正広の 金曜日のスマたちへ	世界・よしぎ発見ノ	日曜劇場 「冗談じゃないノ」	21	A	
			プレジャー	Serveの魔法	h i t o	あすの天気	私的チャイナビ	研究中				
	22	54	リンカーン	世界バリバリ☆ パリュウ	孤独の賭け ～愛しき人よ～	金曜ドラマ 「特急田中3号」	ブロードキャスター	世界ウルルン滞在記 “ルネサンス”	22	A		
			筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	らくうまノ	プロドキャスト			いのちの響	
	特 B	23	30	筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	筑紫哲也NEWS23	恋するハニカミノ	情報大陸	23	特 B	
				もうすぐネブ理科	もうすぐアイチテルノ	研究中	元気の源泉	チューボーですよノ	世界遺産			
24	30	もうすぐ月光音楽団	オビラジ◎	オビラジ◎	オビラジ◎	筑紫哲也NEWS23	Jスポーツ スーパーサッカー PLUS	JNNニュース	24	B		
		月光音楽団	オビラジ◎	オビラジ◎	オビラジ◎	もうすぐR30	JNNニュース	Jスポ				
25	55	オビラジ◎	クチコミ	フサイバーレス 個人接客 ～正しい和田アキコの 作り方～	バース・デイ	COUNT DOWN TV	サスケマニア	25	C			
		ドキュメント・ナウ	格闘王	第二アサ◎ ジャーナル	おおきく振りかぶって	世界陸上大阪上陸	わちゃぶりノ					
26	55	パプロクの犬ノガイド	パプロクの犬ノガイド	CBSドキュメント	怪物王女	DARKER THAN BLACK	ランク王国	26	C			
		深夜リポート	深夜リポート	25	エンタの味方ノ	Romeo × Juliet	エンタメキャッチ+					
27	05 12	買物大図鑑	ES:ドラマシリーズ	機動戦士ガンダム SEED DESTINY (再)	BS:ドラマシリーズ	買物大図鑑	買物大図鑑	27	C			
		買物大図鑑	買物大図鑑	買物大図鑑	買物大図鑑	買物大図鑑	買物大図鑑					
28	45	TBSニュースバード	BLITZ INDEX	買物大図鑑	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード	28	C			
		神曲奏界ポリフォニカ	15	TBSニュースバード	TBSニュースバード	TBSニュースバード						

TBS TV

3チャンネル

東京・赤坂・5丁目 TEL(3746)1111(代) スポット直通 TEL(5571)2961
 関西支社・大阪・北区・梅田2-5-25 ハービスOSAKA TEL06(6343)4851
 名古屋支局・名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル8階 TEL052(951)1022

平成19年4月発行

LCV チャンネルラインアップ

アナログ放送は2011年7月24日までに
サービス終了予定です。

アナログ放送

基本利用料 月額2,415円

ch	チャンネル名
1	NTV日本テレビ
2	TSBテレビ信州
3	abn長野朝日放送
4	NHK総合
5	TBS東京放送
6	SBC信越放送
8	NHK教育
9	● LCV-TV
10	NBS長野放送
11	CXフジテレビ
12	TXテレビ東京
13	行政チャンネル(茅野市・諏訪市)
14	● ハケ岳ライブチャンネル 試験放送中
15	● 道路状況チャンネル
16	NHK BS-1
17	放送大学
18	NHK BS-2
21	Super! drama TV
22	EXテレビ朝日
23	● お天気チャンネル
29	GAORA
30	日テレNEWS24
35	MTV
36	行政チャンネル(辰野町・原村)
37	CNNj

※辰野、茅野、茅野東急は一部チャンネル番号が異なります。

(税込)

BSデータ放送

● BS日テレ	● NHK
● BS朝日	● WOWOW navi
● BS-i	● スターチャンネルBS
● BSジャパン	● ウェザーニュース
● BSフジ	● 日本ビーエス放送(ch999)

FMラジオサービス

● 放送大学	76.5MHz	● bay-fm	78.9MHz
● LCV-FM	76.9MHz	● FM-yokohama	80.3MHz
● FM長野	77.7MHz	● TOKYO-FM	84.3MHz
● NHK-FM	78.3MHz	● FM-FUJI	84.9MHz

※ LCVケーブルをFMチューナーのアンテナ端子などに接続し、お聞き頂けます。

デジタル放送

基本利用料でご利用いただけます

放送種別	ch	リモコン No.	チャンネル名	
地上 デジタル 放送	011	1	NHK総合	
	021	2	NHK教育	
	041	4	TSBテレビ信州	
	051	5	abn長野朝日放送	
	061	6	SBC信越放送	
	081	8	NBS長野放送	
	121	12	● LCV-TV	
			NTV日本テレビ	提供予定
			EXテレビ朝日	提供予定
			TBS東京放送	提供予定
BS デジタル 放送	101		NHK BS-1	
	102		NHK BS-2	
	103		NHKデジタルハイビジョン	
	141		BS日テレ	
	151		BS朝日	
	161		BS-i	
	171		BSジャパン	
	181		BSフジ	
CS デジタル 放送	702		● ハケ岳ライブチャンネル 試験放送中	
	703		● 道路状況チャンネル	
	704		● お天気チャンネル	
	709		放送大学	
	710		ショップチャンネル	
	711		QVC	
	735		GAORA	
	755		Super! drama TV	
	772		MTV	
	792		CNNj	
794		TBSニュースバード		

コンバータチャンネル

地上デジタルチューナー内蔵テレビで視聴可能なチャンネル

2007年7月10日

同意書番号

[Redacted]

東京都市圏
株主
代表取締役
弘

テレビジョン放送・テレビジョン多重放送
再送信同意書

申込者から当社に対するテレビジョン放送およびテレビジョン多重放送の再送信申し込みに対し、有線テレビジョン放送法に基づき、下記事項を条件に同意する。

- 1 (許可) 有線テレビジョン放送法第8条に定める許可を受けていること。
- 2 (法令遵守) 当社のテレビジョン放送およびテレビジョン多重(音声、文字、データ)放送(アナログ方式に限る。以下「当社の放送」という。)を同時再送信(有線テレビジョン放送法施行規則第2条の定義による。以下単に「再送信」という。)するにあたり、有線テレビジョン放送法その他法令を遵守すること。
- 3 (同一性の保持) 再送信にあたっては、当社の放送の休止時間を含む全放送時間について一切加工、追加、変更、削除等を施すことなく、かつ映像・音声の品質を維持して良好な再送信を行うこと。
- 4 (チャンネル番号) 当社の放送の再送信に当たり、チャンネル番号は6チャンネルとし、放送休止時間を含む全放送時間、このチャンネルを他のいかなる放送にも使用してはならない。
- 5 (著作権関係発生時の対応) 再送信する番組に含まれる著作権その他の権利については、申込者の責任と負担において処理し、当社は一切の責任を負わない。
- 6 (権利の対価) 当社が保有する権利に対する期間中の対価は0円とする。
- 7 (目的外利用の禁止) 本同意書に基づき再送信以外の目的で当社の放送を利用してはならない。

8 (報告の義務) 再送信同意書申込書(添付書類を含む。以下同じ。)の記載事項に変更がある場合は変更予定日の1ヶ月前までに、財産または営業状態に重大な変化が発生しまたは発生するおそれがある場合はただちに、当社に対し書面にて報告すること。

9 (受償者対応) 受償者からの問い合わせ応答体制を完備し、受付窓口を受償者に周知すること。また、申込者に起因する不具合による受償者からの問い合わせ・苦情については、申込者の責任と負担において対応し、当社は一切の責任を負わない。

- 10 (障害の復旧、連絡) 申込者の設備の障害発生に対し下記のように対処すること。
(1) 異常検知を早期にできるよう監視体制を確保しておくこと。
(2) 障害が早急に復旧できるよう予備体制を完備しておくこと。
(3) 障害発生の際は遅滞なく当社(技術管理センター)03-5571-3751
夜間休日(テレビマススタ)03-5571-3814へ連絡すること。
(4) 当社における営業上の支障が生じた場合は別途協議に応じること。

11 (受信障害等) 当社によるテレビジョン放送等により申込者に受信障害等の不具合が生じたとしても、当社は一切の責任を負わない。

1.2 (地位の継承、権利譲渡等の禁止) いかなる場合においても本同意書等から生じる権利を第三者に譲渡、貸与し、もしくは担保に供し、またはこれに類似の行為をしてはならない。

1.3 (失効) 本同意書は、次の場合には当該日を待って自動的に失効する。
(1) 申込者が有線テレビジョン放送の業務を中止し、もしくは許可を取り消された場合、または電気通信役務利用放送事業者等に業務区分が変更された場合。
(2) 当社が当社の放送を完全に停止した場合、または当社の放送にかかるとの免許が失効した場合。

1.4 (同意の撤回) 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は何らの催告を要することなく、該当時点をもって本同意を撤回することができる。
(1) 本同意書に定められた事項に違反した場合。
(2) 再送信同意書申込書記載以外の地域での再送信または記載以外の方式による再送信を行った場合。
(3) 違法な行為を行った場合。または、不正、不当な行為により、当社の名誉・声望・信用・利益等を損なった場合。

(4) 解約の依頼をし、または清算もしくは私的整理の手続きに入った場合。その他、有線テレビジョン放送に関する事業を事実上停止した場合。
(5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または金融機関から取引停止の処分を受け、本同意書の履行が困難と認められる場合。
(6) 会社更生法もしくは民事再生法に基づく手続きの開始の申立てをなす、またはこれらの申立てを受け、本同意書の履行が困難と認められる場合。
(7) 有線テレビジョン放送に関する営業の全部または重要な一部を譲渡した場合。

1.5 (変更、取り消し) 前項のほか、再送信に関する法令の改正または再送信に関する事情が変化した場合は、当社は本同意書の要り、取り消しを行うことがある。

1.6 (損害賠償) 申込者の責に帰すべき事由により当社が受けた損害については、これによる本同意書の撤回の有無にかかわらず、申込者がすべて賠償すること。

1.7 (地上デジタル放送) 申込者が地上デジタル放送の再送信を行うことを希望する場合は、申込者は地上デジタル放送にかかわる再送信同意書申込書を別途当社に提出する。

1.8 (放送の継続) 原則として当社の地上アナログ放送が完全に停波するまで、再送信を継続すること。

1.9 (調査) 本同意書の有効期間は、発効日2007年12月1日より1年間とする。

2.0 (有効期間) この同意書の有効期間は、発効日2007年12月1日より1年間とする。

2.1 (再送信区域) 再送信区域の概要(詳細は申込書に記載)

東京都板橋区加賀2丁目、稲荷台及び北区上十条3-5丁目、西が丘1-3丁目